

排他的限定を表す副詞の意味用法をめぐって

呉慶霞

排他的限定を表す副詞は述語に対して一定の制限が見られるという現象がある。本発表は「ただ」を代表として取り上げ、排他的限定を表す副詞の意味用法を考察し、その意味特徴がいかに文末に制限を与えるかを分析する。

まず、「ただ」の意味についてであるが、使用環境からそれを「特異な属性の不在」を表す基本的意味「ただ 1」とそこから派生した「属性の純粋さの強調」を表す「ただ 2」に分ける。「ただ 1」は他者の存在を必要とし、「ただ 2」はそうでない。また、「ただ 2」は重複形「ただただ」を多用している。重複形を使うのは複数回スキャンニングするためである。複数回スキャンニングし、属性の純粋さが強調になることによってその程度を拡大し、程度表現へと繋がっていく。このことは「限りだ」、「だけだ」などの文末形式との共起可否からも確認できる。また、「ただ 2」は主体が現場においての直接体験であるため、「ただ 1」と違って、人称・モダリティ制約等がある。

次に、「ただ」の文末制限についてであるが、「ただ」は名詞述語文（それ単独の形）に使えない。「ただ」は「他の属性の不在」を表し、つまり、「属性があるか否か」を問題にしているが、名詞述語文は「あてはめ」の関係を表し、「そのカテゴリーに属しているか否か」を問題にしているため、両者の性質が釣り合わない。また、「ただ」の述語は（基本的な）否定ができない。「ただ」はすでに「他の属性」を「不在」として排除した以上、当該属性についてまた否定したら、論理上の混乱をもたらすため、否定できない。同様の理由で疑問もできない。その他、「ただ」という語形の動詞述語文の数は形容詞・形容動詞述語文より圧倒的に多いという現象も見られる。それは動詞述語はそれ単独の形で「ただ 1」も「ただ 2」も表せる一方、形容詞・形容動詞はそれができないためである。

そして、「ただ」以外の「排他的限定」を表す副詞「単に」・「もっぱら」・「ひとえに」・「ひたすら」・「一途に」等にも「ただ」と同様な文末制限の現象がみられる。「ただ」に関する分析方法はこれらの副詞の考察にも有用である。